

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問者は、1番鈴木 満議員、4番後藤田麻美子議員、2番鈴木康友議員、9番吉原 経夫議員、3番手嶋いずみ議員の順に行っていただきます。

1番鈴木 満議員の一般質問を許します。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので順次質問に入りたいと思います。

2020年6月、文科省は「個別最適化された学びを実現する観点からICTの効率的な活用や授業の質の向上を目指し、教師のコマ数の削減及び授業準備の効率化による教師負担の軽減を図るため、2022年をめどに小学校高学年から教科担任制を本格的に導入する必要がある。」と指針が発表されているが、本町においてどのような取り組みをされているか。

大治町教育大綱に記されている「STEAM教育の充実」に求められるプログラミング能力やものづくりの知識、技術はどれも専門性が高く相当な知識と経験が必要になってくると思います。指導者となる人材の育成、確保、授業改革が重要だと考えるが、現在どのような取り組みをしているかお聞きします。

2019年1月、中教審より「学校における働き方改革」について答申がありました。文科省のデータによると小学校の教員の30%、中学校の60%が80時間以上の時間外労働をしており、いわゆる過労死ラインとなっている。本町の勤務実態と対策を聞きたいと思っております。

文科省2021年問題行動・不登校の実態調査によると、不登校の小学生36%、中学生の42%が「誰にも相談できなかった」という調査結果があります。この問題について本町の取り組みを聞きたいと思います。

下水道について1問質問させていただきます。

県下において本町は下水道の普及がおこなわれているとお聞きします。現在、本町における下水道の普及率、接続率はどうなっているか。

また、下水道の普及率と接続率を上げるための方策をお聞きしたいと思います。

以上、最初の質問を終わります。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

教育関係につきましては4点質問をいただいております。

まず1点目、小学校高学年からの教科担任制の導入について、本町においてどのような取り組みがなされているかという御質問でございますが、小学校におきましては音楽と外国語科の一部の授業において教科担任が授業を行っているところであります。また、図工や家庭科などの教科では学校によっては専科の教員が授業を行っています。教科担任制導入の目的の一つは、複数の教員が多面的に児童を見ることによりきめ細かな指導ができることにあります。大治町では教科担任制を見据え、担任同士が授業を交換して行っている学校もございます。

今後におきましては、国・県の状況を見極めて進めてまいりたいと考えています。

2点目、STEAM教育の取り組みについての御質問でございます。

大治町の教育大綱に記されております「STEAM教育の充実」のための指導者となる人材の育成、確保、授業改革について現在どのような取り組みをしているかとの御質問でございます。STEAM教育は、問題発見・課題解決能力の育成、論理立てて主張をまとめる言語能力の育成、あるいはプログラミング的思考を含めた情報活用能力の育成などを目指しているところであります。そのため、小中学校の段階では総合的な学習の時間などで課題に対し主体的に取り組み、教科横断的に課題解決について学習していくことが大切になってきます。教育委員会といたしましても、教員が「なぜ」という問いを学びの核となることを目指した主体的な授業を展開できるよう教員の授業力向上を目指した研修に取り組んでいます。特に経験が2年目、5年目の教員に対しましては、少経験者研修といたしまして教育委員会が授業を参観し、指導・助言を行っています。

また、各小中学校ではプログラミング教育を含めた教員研修を行ってきており、教員の力量向上を図っているところであります。

3点目、学校における働き方改革について、本町の勤務実態と対策についての御質問でございます。1年間通してみますと時間外労働の時間が月80時間を超えた教員の割合は年度途中でございますが、小学校で約6%、中学校で約29%となっています。ただし、繁忙期には小学校が最大で約29%、中学校が最大で約54%となっています。学校では一部の保護者アンケートのオンライン化、中学校部活動の活動時間の縮小を行ってまいりました。教育委員会といたしましても、学校の留守番電話の設定、毎年「働き方改革チャレンジ月間」を設定いたしまして教員の意識の向上を図ること、あるいは行事や研修の精選を行ってまいりました。

また、ライフコンダクターや生徒指導アドバイザー、巡回相談員、特別支援教育の支援員などが今まで教員が行ってきたさまざまな役割を担うことで教員の負担軽減に加え、よりきめ細かな対応をすることができていると考えています。

4点目の問題行動、不登校の実態調査を受けて相談窓口の周知についての御質問でございます。

不登校の児童生徒の相談窓口となる「子ども応援本部」や適応指導教室「トラスティ」において、年度当初、入学説明会、夏休みの前など年に複数回、児童生徒や保護者に向けて案内をしているところであります。また、ライフコンダクターが各小学校を巡回し、不登校児童や保護者との面談を行っています。中学校には生徒指導アドバイザーを配置し、同じく不登校生徒や保護者との対応を行っているところであります。月に1回、スクールカウンセラーも参加して教育相談連絡会を開催いたしまして、不登校児童生徒についての対応策について協議しているところであります。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

下水道の普及率及び接続率を上げる方策はということで御質問をいただいております。

現在、本町における下水道の普及率、接続率はどうなっているか。下水道の普及率と接続率を上げるための方策はとの御質問であります。

令和2年度末で下水道の普及率は21.1%、接続率は51.6%となっております。下水道普及率と接続率を上げるための方策であります。普及率の向上につきましては、人口密度の高い地域を優先して下水道管を布設し、普及率の向上を図っております。

次に、接続率の向上につきましては、新たに供用開始区域になった地域で集合住宅を所有されている方を対象に下水道の早期接続を啓発する文書を送付し、さらに供用開始から3年目を迎える未接続者及び供用開始から3年以上経過した未接続者に対しては下水道への切りかえを促すチラシを送付し、接続率の向上に取り組んでいるところであり

ます。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

働き方改革の一環として中教審では学習指導要領の基本方針で教科に格上げされた小学校の外国語について、15分程度のモジュール授業を導入する提案をしております。多くの自治体で取り入れてきているが本町はどのように考えるか、お聞きします。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

本町では各小学校に英語を母国語、または公用語とするネイティブスピーカーのALTを1名ずつ配置しているところであります。モジュール授業を行った場合、ALTが全てのモジュール授業に入ることは困難であること。また、授業時間が短いということで効果的な学習ができない可能性があることから、モジュール授業の導入について検討を行ったところではあります。見送ることといたしました。しかしながら、現在タブレットを導入したことによりまして以前とは学習環境が変わっておりますので、今後改めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

学校における働き方改革は何か一つやれば解決するという特効薬がないため、小さな取り組みを積み重ねていくことがとても重要だと考えます。今後も十分に検討していただきたいと思っております。

続いて、いじめ・不登校についてお聞きします。現在、学校のいじめ認知件数、不登校児童生徒数を教えていただきたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

いじめの認知件数につきましては、平成30年度は41件、令和元年度は28件、令和2年度は22件でございました。不登校者数につきましては、平成30年度は77人、令和元年度は72人、令和2年度は70人でございます。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

文科省の調査によるとこの5年間いずれも小学校における増加率が高く、低年齢化が進んできているといわれております。今後さらに積極的ないじめ認知に取り組んでいただき、いじめの広がりや深刻さ、性質の変化などさまざまな事案を踏まえて、より一層改善に努めていただきたいと思います。

続いて、不登校の生徒の中には授業には参加したいが学校に行けない子供たちもいると思います。そういった生徒や児童たちにリモート授業を受けてもらう考えはありませんでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

不登校の児童生徒に関しましては、まずトラスティに通っている児童生徒に対して指導員の指導のもと、トラスティに配備したタブレットを利用した学習を進め始めたところでございます。トラスティに通うことができていない不登校の児童生徒につきましては、担任やあるいはライフコンダクターが家庭訪問などを行い、まずはトラスティに通室されることを目指しておりますが、数名の児童生徒にはタブレット端末を渡しまして教員との連絡に使用しているという例もございます。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

オンライン授業やリモート授業は、新たな学びや新たな教育ができる期待感があります。不登校の児童や生徒に学びを保障するという意味でも有効な活用を今後していただきたいと思っております。

続いて、令和2年4月より「子ども応援本部」が設置されました。この3年間の取り組みによって変わってきたことがあれば教えていただきたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

令和2年度に「子ども応援本部」を設置いたしまして、不登校、学校生活での困難、あるいは養育の問題、就学についての相談が多く寄せられているところでもあります。そこで子供がよりよい学校生活を送ることができるように、家庭訪問あるいは来庁による継続的な相談、学校への助言・支援を行い、登校渋りの児童が登校できるようになったり、相談機関・医療機関などを保護者に紹介することで適切な支援が受けられるようになったりしているところでもあります。

また、「子ども応援本部」を設置したことによりまして、就学前から小学校・中学校への一貫した情報共有、支援を行うことができるようになり、子供一人一人に対して手厚く支援することができるようになったと思っています。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

ありがとうございました。今後も児童生徒たちのさまざまな悩みについて助言・支援を引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、生徒児童が抱える教育問題、いじめ、不登校、教育格差、詰め込み教育、学力低下、これらの問題はとても入り組んでいて根本的な解決が難しいものであります。子供たちに対するきめ細やかな教育を実現し、それぞれの子供たちが健やかに成長していくためには教員の目が行き届く環境が必要不可欠であります。2020年の新型コロナパンデミックによって、学校の臨時休校が求められ学校教育も大きな影響を受けました。同時に学校教育の重要性や子供たちの学びの継続を支援することの必要性が改めて浮き彫りになったのも事実であります。これからの教員や学校に求められるのは、時代の変化を受け入れた柔軟な指導かもしれません。学び方や働き方を変える必要もあり、今の学校教育、未来の学校教育に何が必要か問い直し、考え、行動していくことが必要だと思っています。本日質問させていただいた教科担任制の導入、STEAM教育の取り組み、学校における働き方改革は、教員の目の届く環境をつくり、教員の多忙化を軽減させる取り組みがさまざまな教育問題の軽減につながってくるものだと考えます。ぜひ

御検討をお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

鈴木 満議員、下水道はよろしいですか。

○1番（鈴木 満君）

はい、大丈夫です。

○議長（林 健児君）

これで1番鈴木 満議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

続きまして、4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長にお許しをいただきましたので、乳幼児に木育についての質問をさせていただきます。

木育は子供のころから木を身近に感じることで、人や木、森とのかかわりを主体的に考えられ、豊かな心を育むことを定義づけされております。子供を初めとする全ての人々が木と触れ合い、木と生きる取り組みであります。その中で赤ちゃんが初めて出会うおもちゃ、ファースト玩具に国産の木のおもちゃを推進する運動があります。木のおもちゃは感性豊かな乳幼児期に、香り、さわり心地、味わいなど五感に刺激を与えるには最適だといわれております。県内でも木材でつくられた食器またはおもちゃを新生児へプレゼントや出産祝い事業としておもちゃなどをプレゼントしております。近隣におきまして稲沢市では新生児に木のおもちゃプレゼント事業でっております。ちよっときょうはおもちゃを孫に借りてきました。こういうものです。こんなちっちゃいのです。こういうふうに音が鳴ります。孫はいつもこれをなめなめとして楽しく遊んでおります。このように木のおもちゃをプレゼントしていただいております。愛知県産ひのきでつくられた音の鳴るおもちゃです。4か月児健康診査受診時に引換券を渡し、プレゼントを

行っております。この事業は森林保全整備や木材の利用促進のために市町村に交付されております森林環境譲与税を活用しているそうでございます。本町も森林環境譲与税を活用し、国産材を使ってつくった「はるちゃん」の焼き印を入れた木のおもちゃをプレゼントしてはいかがでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

森林環境譲与税を活用して国産材の木のおもちゃに「はるちゃん」の焼き印を入れてプレゼントしてはどうかと、こういった御質問であります。乳幼児のころから木のおもちゃと触れ合うということで優しさや思いやりを育み、健やかな成長を促す木育は子育てをする中で有効な取り組みであると思います。そのため本年度におきましては、児童センターで使用していただけるよう国産材の遊具などを購入いたしました。今後も木のおもちゃをプレゼントということではなくて、子供たちが子育て支援施設などで木に触れ合うことができる、そんな環境、機会をふやしていけばいいのかなとそんなふうに考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

御答弁ありがとうございます。今、町長より児童センターの遊具などでと答弁がありましたが、遊具以外、何かほかにも購入されたのでしょうか。お伺いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今年度、森林環境譲与税を活用いたしまして、室内遊具トンネル遊び3点セットと図書室に閲覧用の机と椅子を購入いたしました。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）



4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

児童センター以外、この木のおもちゃを設置される予定の施設はどこにあるのでしょうか。お伺いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今後、花常に新設する子育て支援施設や児童クラブなど町内の施設で子供たちが集う場所に設置していきたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

では、森林環境譲与税で今まで活用していただいた実績等をお伺いいたします。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

これまでの実績でございますが、こちら令和元年度から譲与が開始されております。これまでに西小学校のげた箱、こちらについては台数が多かったので複数年にわたって元年度と2年度。また、今年度につきましては先ほどもありましたが、児童センターや児童クラブの備品にも活用してございます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。では、この森林環境譲与税ですね、今後はどのように活用していかれるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

現在、対象とできる事業について毎年各課に照会をかけておる状況でございます。今後につきましても対象とできる事業について、各課に照会をかけ、有効に活用をしてまいりたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

公共施設や児童館へ出かけるときは、また各種サークル等に出かけるときは保護者の方と一緒にいかれたり、自分一人で行ける子供さんもみえると思います。本来の木育の取り組みというのは、木と触れ合い、木に学び、木に生きる取り組みであります。感性豊かな乳幼児期に木のぬくもりを五感で味あわせてあげたいという思いがあるのでございます。本町は年間300人の赤ちゃんが誕生しております。すばらしいことだと思います。私はすごいことだなと思います。木には香りや温かさや何ともいえないぬくもりを感じさせ、そして不思議と心を落ち着かせる力があります。ぜひとも今後、町長は今はやらないということをおっしゃいましたが、出生届を出された方、お一人お一人に木のおもちゃをプレゼントしていただきたいことを切に切に願うものでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

2番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めの設問といたしまして、ブロック塀の安全対策について。

2018年6月18日、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生いたしました。地震による死者は6名、うち2名の方がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡いたしました。このためブロック塀の耐震性や安全性が大きく問題となり、点検や見直しが各地で行われました。モニターの資料の方をごらんください。町の方もこのブロック塀の点検をしようということでホームページにも資料等々が掲載されております。現在、町内に設置されておりますブロック塀の状況を町はどのように把握して確認しているのか。また、年々劣化が進み危険性が増していきます。町としてこのブロック塀改修に向けて、どのような働きかけをしているか。また、他の自治体のようにブロック塀等を撤去することを促進するために費用補助を行うなどの考えはないのでしょうか。

2つ目の設問に移ります。プラスチック資源の回収循環への取り組みについて。

令和4年4月1日より施行されますプラスチック資源循環法により、市町村へ分別収集また再商品化等が上げられております。そこで、町はプラスチック類を分別収集しておりますが、収集後の資源利用の新たな取り組みや収集方法に変更等はあるのでしょうか。また、再商品化に向けてどのような取り組みを行っていくのか。

3つ目の設問です。長牧調整池公園の使用について。

コロナ禍におきまして外での活動が減少し、学童や高齢者の方の体力低下が懸念されております。そこで、活動の機会がより多く求められている現状。その中で現在閉鎖となっている長牧調整池公園の使用再開を望む声が上がっております。今後の管理や再開に向けての考えを伺いたいと思います。

以上で一度目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

ブロック塀の安全対策についての御質問をいただきました。ブロック塀の状況をどのように把握しているかということですが、2018年でしたか、あの当時大分ニュースになりました。子供さんが亡くなられたということでありました。本町といたしましても平成30年度に職員により町内のブロック塀の調査を全て行いました。調書及び箇所図を作成いたしました。ですから、ブロック塀については把握しております。

また、改修に向けての働きかけでございますが、あの当時調査をいたしましてブロッ

ク塀のあるお宅に案内のチラシをポスティングしました。そして、町内への回覧も行いました。現在はホームページや窓口でチラシによる周知を行っているところであり、個人の所有物ということもありますので、費用の補助については今のところ考えておりません。

プラスチックの資源の回収循環の取り組みについてであります。プラスチック使用製品の分別について国から品目が示されたところであり、まだまだ不透明な点が多く、海部地区環境事務組合構成市町村での意見交換や国からの通達、あるいは他の自治体の動向について今注視をしているところであり、したがって、今のところ新たな取り組みやプラスチック使用製品の収集方法についての変更につきましては検討中であり、法施行に伴って急に変えることはありません。また、再商品化に向けての取り組みについても同様であります。いずれにしてもプラスチック使用製品の再商品化を実施していくことになれば、新たな分別品目をふやす必要があり、法に基づいた取り組み準備が整ったときには住民の皆様に理解が得られるように十分周知を図った後に実施をしてみたいとそんなふうに思っております。

そして、長牧調整池公園の質問をいただいております。閉鎖をしております長牧調整池公園について、今後の管理や再開についての御質問であります。

現在、やむを得なく閉鎖をしておりますが、かねてより管理や利用については随分と検討をしてみました。再開についての要望があるということも存じておりますし、閉鎖したままの状態ということは町としてもこれは本意ではございません。今後といたしましては、再開とは相反する要望もいただいておりますので、地元自治会を含め御意見をいただきながら慎重に協議をさせていただきたいとそんなふうに考えております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

答弁ありがとうございます。それでは、まず初めにブロック塀の安全対策について、もう少し詳細にお伺いをさせていただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁でもいただきました、調査を全域行いまして箇所図の作成をいたしましたということですが、具体的にどのような調査を実施されたのでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

具体的にどのような調査を行ったかという御質問であります。平成30年度の点検調査で町内全域の道路に面したブロック塀について、目視それからスケールを使いまして、塀の高さ、それから塀の厚さをはかって、あと控え壁やコンクリート基礎の有無、それから傾斜、ひび割れ、破損状況について点検調査を行いました。また、そのときに同時にチラシのポスティングを行っております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

大体で結構なんです。今把握されているブロック塀の数、またその指摘といいますか、危険だと認識されている数など今公表できる状況で結構なんです。お答えいただければと思います。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

実際の件数なんです。現地でスケールから高さですね。道路のGLからおおむね約1メートル以上の設置されているブロックにつきまして点検を行った件数なんです。438件ございました。そのうち点検した項目、そちらで適合していない箇所が307件ございました。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

ありがとうございます。先ほど条件をいただきましたが、そちらについては町の方のホームページに載せていただいております。ブロック塀の点検のチェックポイントということであるんですが、町民としても確認をさせていただければ、そちらに該当項目が満たしていけるという考えでよろしいですか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議員おっしゃるとおり、それで結構かと思います。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

一度その調査を行ったり、現地を見たときにまた再度確認はされていかれると思うんですが、現状、日々建設が行われたり、目まぐるしく住居が建ち並んだり、また改修が行われている大治町なんですけど、継続的に調査をされたり、確認はどのように行っているのでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

継続的に調査という御質問ですが、令和元年それから2年におきましては、職員が現場に出る機会が多いものですから、その際に町内のパトロールを行っております。今年度令和3年におきましては、昨年8月に地区を絞って再調査を行っております。そのときに再調査53件ございまして6件のブロック塀の撤去を確認しております。またそのときに30年度と同様にチラシをポスティングさせていただいております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

地区ごとの再調査ということで今お話がありましたけど、その地区ごとというのは今の段階でどのような形、どれぐらいの進捗をされてみえるのでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

再調査につきましては、今年度をスタートとしまして今後また地区を絞って計画的に調査を進めていきたいと考えております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

地区ごとにポスティングされたり周知をいただいているということだったんですが、今改修、改善ということになると思いますが、これはあくまでブロック塀を撤去したということによろしいですか。それとも建て直したり、一部補修したりということがさまざま該当されるかと思うんですが、把握されてみえることについては改善というものは何において改善というものが数になっていますでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

昨年の調査におきましては、撤去を確認しておりますので撤去ということになっております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

撤去ということは、例えばブロック塀を直して、またアルミのフェンスに修繕されてみえたりということも含まれるということによろしかったですか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

そのときの6件につきましては、改修ではなくてブロックの撤去を確認しております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

いろいろと確認させていただきまして、今お話をいただきましたのは確かに町側として調査また情報の収集、そして各地域ごとにお知らせをされてみえるということでお話はいただきました。しかし、通学路、狹隘道路、また設置の条件、年数などで危険性が大きく違い、それを全て把握していくことは大変困難だと自分も感じております。しかし、目に見えない危険性は日々潜んでおりますし、年々ブロック塀の方は劣化、爆裂、危険性が増していくものでございますので、一度町長の先ほど答弁でいただいたときにはまだ検討はないよ、考えはないよということでしたが、蟹江町またあま市、周辺自治体の方でもブロック塀についての撤去補助というものが出ておりますので、これは要望にはなりますが、予算がついたりした時点で時限性でも結構ですし、いろんな考え方があると思いますが、大治町の方もリスクマネジメントにはどうしてもコストがかかりますが、危険性がありますよということで周知する一環、こういうものは住民の方もかなり大きな注目または確認となると思いますので、補助でしたりとかさまざまな考え方、方法をもって引き続き周知のほうをしていただきたいと思います。

続きまして、プラスチック資源回収循環への取り組みについてということでモニターのほうを、こちらですね。こちら環境省さんでプラスチックにかかわる資源循環促進等に関する法律の概要ということで、先ほど町長の方も情報の収集をしていきますと。海部地区環境事務組合さんのほうの兼ね合いなので町独自で処理しているわけではないのでいろいろと情報収集していくということなんですけど、もう少し具体的に町の考え方といいますか、現状を教えてくださいなと思います。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

この法律は国がサーマルリサイクル、いわゆる熱資源としてリサイクルするやり方から大きく方向転換するものだと捉えております。その今回の法律の中で157品目が示されておりますが、町長申しましたとおりその中の細かなやり方、もしくは処分の方法については示されてはおりません。我々が本来やるべき一番重要なものは分別、議員おっしゃる分別収集、そして処分するルートの開拓だと思っております。その中で大治町単独でやるというのは非常にロットが足りないということもございますので、海部地区環境事務組合の構成団体とともにそういったものをこれから画策というか勉強していくことが必要だと思いますが、何分、分別というのは住民の方にお手数をおかけして品目もふえてしまうことでございますので、住民にとってわかりやすく、なおかつ環境保全に貢献している意識づけというものを、いわゆる我々がまちづくりとして捉えられるよう



な方向にもっていきたいなと考えておりますので、まだしばらく御時間を頂戴するというところでございます。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

少し確認なんです、サーマル処理ということで今プラスチックに関しては熱処理、焼いて燃料としてその熱をエネルギーとして利用するという形でリサイクルを行っているという考え方でよろしかったですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

海部地区環境事務組合では燃えるごみ、いわゆる可燃ごみとプラスチックごみというところでやっておりますが、それぞれピットが違います。海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターでの燃やし方というものは、水分を含んでいる可燃ごみに対して助燃材としてプラスチックごみを攪拌させた上での燃焼をしておりますので、議員がおっしゃるサーマルリサイクルと同義と考えてもよろしいかと考えております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

それでは少し町長の方にも答弁の中にございましたが、分別回収につきましては今後変更は可能性があるということで、プラスチックごみ、プラスチック袋で分別を本当に日々されてみえる部分があるかと思うんですが、ペットボトルが入っていて回収ができなかったりとか、ごみの分別につきましては日々地区の総代様を初め住民の皆様も大変大きな関心事項だと思うんですが、その分別について急な変更はないよということなんです、今年度とかその年数があるわけではないと思うんですが、今だとどのような形でお考えになられているのか。もう少し教えていただけたらと思います。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

国が考えておる今回の157品目の中での大きさについて詳しく、おおむね50センチ未満というのがございます。ただ、我々が今その品目を変えるにしてもまずこういった取り組みに先進でやられる自治体が必ず出てまいりますし、我々の構成団体の中でも議論を重ねて熟慮を重ねて住民の方が混乱しないようなやり方を構築していきたいと考えております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

ごみの分別につきましても本当に日々さまざまな問題があったり、御苦労があったりというところがありますので、なるべくならわかりやすい周知の仕方、また告知の仕方、そして新しい分別の表の作成など本当に住民の皆さんが分別について困ることがないように一度そのあたり御検討を本当にいただければと。プラスチックに関しましてもプラスチックおもちゃ、金属が若干含まれている混合物でしたりとかいまだにプラスチックの廃棄物についての考え方というのがやはり複雑というか難しい部分がございますので、もし新たに改修をされる、また、方法を変えるというときに大きく周知をするのがやはり一番興味関心があるタイミングだとは思いますが、住民の皆様への周知または取り組みというものについても十分わかりやすいといえますか、念を押した確認の仕方をしていただけると本当にありがたいなと思います。こちらは要望になりますので一度また御検討いただければと思います。

3つ目の設問に移らせていただきたいと思います。

長牧調整池公園の使用について、お伺いをさせて、もう少し詳細にお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど町長答弁でいただきましたが、地元自治会と協議を進めていくということでございました。ふだんから調整池公園の方は本当にお子様でしたりとかご高齢の皆様方、先輩方がさまざまな利用方法で公園を利用していただいております。本当に開くのが望ましいということではあるんですが、自治会と協議を進める、どのような形、どのような方法で具体的に進めていかれますか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

コロナ禍のこのような状況ではございますが、できれば御要望いただいている方も含めまして直接お会いして御意見などを伺いながら進めてまいりたいとこのように考えております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

このような状況なので周知会でしたりとか大きく人数集まってということも難しいと思いますが、自分も直接お話を伺ったりということがありますのでそのあたり全ての方ではないんですが、なるべく直接お話をいただけるとありがたいです。

その中で現在閉鎖に至っている理由というのを伺いたいんですが、過去何度か閉鎖のそれぞれ理由が、一度目は施設に対してのいたずらだったりとかコロナの影響だったりとか閉鎖の理由は違うんですが、今回閉鎖をされている理由というのをちょっと伺いできればと思います。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

閉鎖の理由でございます。現在、閉鎖している理由につきましては、過去何回も警察と連携しながら対応をとってまいりました。しかしながら、夜間に集まって騒いだり、また施設内をバイクで侵入しまして公園内を走行するといった危険な行為が続きました。したがって、事故などがあってからでは遅いということで判断いたしまして閉鎖という対応をとらせていただいております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

現状では閉鎖の状況は、これ確認なんですけど、もう常時閉鎖、施錠という形によろしいですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

はい、現在は常時閉鎖をしておる状況です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

今の事例といいますか、過去の対応というものもお伺いはさせていただきましたが、やはり公園機能を有しているということがありますので、公にやはり利用できる方法を考えていく必要があるかと思うんですが、そのあたりにつきまして今の段階でお答えいただける検討材料だったりとか、今こういう状況だというものをお示しいただければと思います。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

先ほども申しましたが、直接お会いして御意見を伺いながら、施設の管理面や利用形態などを含めまして十分検討をしてみたいとこのように考えております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

御答弁いただきました。利用の形態ということで先ほど自分も公園ということで公に開いているというのではなくて、町としての有する保有のグラウンド等にして貸し出しの制限を設けるとかそういうことなのかはわからないんですが、今の段階で調整池公園ということでありますので何とか時限的な開放でしたりとか管理の仕方、そういったものを絞ってでも何とか利用ができる方向に考えていただければと思います。これにつきましては警察の方が事例として入ってみえますので御指導とかはあると思いますし、トラブル、地域住民の方の御意見もあると思いますので、開けるのがいい、悪いということではないんですが予算もかかっておりますし、また公園として機能が存在している以上は有効に活用できる方法を模索して何とかいい方向に働くように切に働きかけてい

ただきたいと思います。

以上で質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

9番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスの第3回目のワクチン接種について、町の当初の方針と変わってきているが接種は順調に進んでいるのか。

新型コロナウイルスの第3回目のワクチン接種について、町の当初の計画では接種券が町民の手元に届いてからの接種を推奨していました。また、町内のクリニックによる個別接種はファイザー製のみでモデルナ製は集団接種のみと分けていました。現状はどのようなのでしょうか。当初の計画策定時にはその計画に妥当性があつたかもしれません。しかし、接種券の送付や集団接種の実施のおくれが影響して接種がおくれているのではないのでしょうか。

2、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者になった当事者やその家族などから町に相談があつた場合、町としてどのような対応をしているのか。

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者になった場合、管轄の保健所に連絡して保健所の指示を聞いて対応することになっています。しかし、感染者が急増したことにより保健所の業務が逼迫して電話が非常につながりにくくなったり、保健所からの連絡が非常におくれるなどの事態が起こっております。当事者やその家族などから相談があつた場合、町としてどのような対応をしているのでしょうか。また、買い物支援などを行ったのでしょうか。

3、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者になったことで生活が困窮した場合、町としてどのように対応できるのか。

新型コロナウイルスの感染症や濃厚接触者になったことで10日間以上働けなくなり、生活が困窮したという相談を何件か受けました。感染者は、社会保険や国民健康保険の傷病手当、濃厚接触者は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、業務によって感染した場合などは労災保険での給付になるなど当事者には大変わかりにくい制度でございます。

また、住民税非課税世帯等の臨時特例給付金の家計急変世帯に該当する場合、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付、また海部福祉相談センターが取り扱う制度もございます。町に相談が来た場合、どのように対応しているのでしょうか。ワンストップの相談窓口を設置する考えはないのでしょうか。

4、砂子防災公園はいつ完成するのか。

大規模災害に備えて数年前から砂子防災公園の整備を進めております。まだ全ての用地買収が完了していませんが、公園はいつ完成させるのでしょうか。

5、私有地が町道になっているが問題は起きないのか。

道路交通法によると、道路とは「一般交通の用に供するその他の場所」となっています。一般交通の用に供するというのは、不特定多数の者が自由に通行（利用）できる状態かどうかを判断基準でございます。不特定多数の人が利用する場合、私有地でも町道として認定できますが、そうでない状態の場合、町道として認められるのでしょうか。現在、また将来において私有地が町道になっていることで問題は起きないのでしょうか。

6、所有者不明土地について、どのような対策を行っているのか。

所有者不明土地の解消に向けて、国は民法や不動産登記法の改正などを行いました。現在、町内に所有者不明土地はどれくらいあるのでしょうか。所有者不明土地の場合、固定資産税の徴収はどうなっているのでしょうか。令和2年度の税制改正において、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされました。この制度などを活用して固定資産税の徴収を図ったらどうでしょうか。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

コロナワクチン接種について現状はどうかという御質問をいただいております。

ワクチン接種は国からのワクチン配分量に応じて進めていく必要があります。当初の

計画では個別接種は医療機関でファイザー社製ワクチンを接種する。集団接種ではモデルナ社製ワクチンを使用していくというそういう計画で進みました。しかしながら、モデルナ社製のワクチンの配分量に対応しながらも、現在は医療機関でもモデルナ社製ワクチンの接種も実施をしております。これは病院の先生方にも協力をしていただけるということで、今そのように実施をさせていただいております。そして3月上旬からは、5歳から11歳の小児を対象に1回目・2回目の接種を医療機関で実施をしてもらいます。

また、接種券の送付や集団接種の実施のおくれをいわれておりますが、国や愛知県の接種方針を踏まえて接種券は6カ月を経過した方に順次発送しておりますし、あくまでも接種券を配布した方から接種をしていただくというように話をさせていただいておりますし、そのように議会にも説明をさせていただいたところでありまして、6カ月たった方から今順次接種券を配送しておりますし、特に言われるように大きなおくれというのは感じては私どもはおりません。

また、新型コロナウイルスに感染された方などから相談があった場合の対応についての御質問であります。津島保健所による対応方針を確認の上、保健センターにおいて相談者への対応を行っております。

買い物支援につきましては、愛知県が実施する配食サービスや民間の宅配サービスの情報提供を行っておりますが、他に支援者がなく、かつ民間サービスの利用が困難であるというやむを得ない事情があるケースにつきましては町で買い物支援を行っております。

また、町に相談が来た場合の対応についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症などの影響により収入が減少し、生活に困窮する方にとって必要となる支援についてはさまざまな制度があり、それぞれ担当する機関が異なりますので、町に相談が来た場合はその内容に応じて適切な相談窓口へつなぐなど連携して対応しているところであります。

また、防災公園のことも御質問いただいております。いつ完成できるかということですが、これも当初からこの計画については逐一議会の方にも報告をさせていただいておりますので、現在の進捗状況については御存じかと思っております。今も土地購入を進めているところでありまして、引き続き土地購入を優先的に進めてまいります。今後につきましては、まとまった区画で整備が可能と判断できたところから公園の整備に入っていきたいと思っております。これもまだまだ用地買収について交渉中でありまして、早期完成に向けて今一丸となって努力しているところであります。

不特定多数の人が利用する場合、私有地でも町道として認定できるが、そうでない場合町道として認められるかという御質問であります。議員の御質問にあります道路というのは、道路交通法ではなくて道路法上の道路と思われるので、以下、道路法上の道路として答弁させていただきますと、町が管理する道路は道路法上の道路というふう

になりますので、議員がおっしゃっているそうでない場合というのはちょっと意図がわかりませんが、また将来について問題が起きないかという御質問であります、現在において問題は聞き及んでおりませんし、将来を想定した質問についてはちょっとお答えができかねるかなというふうに思っております。

所有者不明の土地についての御質問であります、現在、所有者不明の土地は9筆ございます。

次に、所有者不明の土地の場合、固定資産税の徴収はどうなっているかということですが、現在も調査中ではありますが今のところ所有者が判明しておりませんので徴収には至っておりません。

使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる制度を利用して徴収を図ってはどうかという御質問をいただいておりますが、現在町内では制度の対象となる事案はございません。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

逐一答弁ありがとうございました。ちょっと事実関係で、私の事実関係と若干違うところを先に質問させていただきます。5番目でございます。私有地が町道になっている問題で今まで問題がないと、現在聞いていないから今までなかったということですが、私が聞いておるのは狭い町道を拡張するときに私有地に拡張させてもらう、両側ですね。そして、その方がいいんですが売却されたときに買われた方が登記を見て、図面見て「あれ、違うじゃないか。1メートル使えないじゃないか」ということで町に相談があったという話を聞いておりますが、そういう事例はなかったのでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今議員がおっしゃられる御相談なんです、ちょっと具体的な事例としてどういった御相談だったのかをもう一度伺いたいです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。



○9番（吉原経夫君）

具体的名称、地名までは言うわけにはやっぱりいけないと思うんですが、広く言えば島井地区であったということは聞いておりますが、かつてですね。だから何年前かということはちょっと私も調べてありませんが、やはり町道を拡幅するときに、狭い町道を、両側の方、その方の私有地を町道にさせていただいているという所有権そのまま所有者のままですから、登記も。売却によって買われた方がやっぱりおかしいんじゃないかと。図面見てここまで自分の家の土地のはずなのに1メートル使えない。そういう相談が町にあったと、買われた方がですね。というのを聞いているんですが、そのようなことは確認されていないんでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今おっしゃっていた島井地区、俗にいう民地の持ち出し道路というものだと思われるんですが、その相談があったということが今事実関係はわかりかねますので、ただ、持ち出し道路、今の町道で町が管理している道路、持ち出し道路、具体的に町内でもあるんですが、そういったところは道路の整備を行った上、のちに町道認定をかけていると。その当時、舗装なり側溝の整備した上で道路認定をかけておりますので、底地が私有地であるのは多々あるというか……

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、私有地を町道にしている事例が多々あって、やはりその当時の方は理解されてやられていても売却されて買われた方はその事情を知って買っているわけじゃないですから、問題が起こる。私は1件聞いているんですが、そういう事例が私有地が町道になっている事例が多ければ、これからもたくさんそういう問題が起きてくると思うんですが、そこら辺対策は考えていない。事例も確認していなければ対策立てようがないんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

道路が築造された経緯につきましては地元からの要望を聞いて、その後、住民の方の協力とか御理解を得て道路を整備されているものになっております。なので、問題としては築造当時にはなかったかなと考えております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、当時は御理解していただいているからなくても、登記はそのまま私有地のままだから新たに買われた方、事情を知らないで買われた方にとってはそこを何とか町道を使えるようにしてくれというのは当然で、そこら辺契約書で結ぶなりしてれば別ですが、何もやっていなければこれから問題が起きていく。やはり私有地を町道にした場合、そこは寄附採納を受けるなり、かつてのさかのぼってでも寄附採納を受けるなり、6番目でちょっと質問することですが、現在相続した場合は登記が義務づけられるので、やっぱり登記に費用もかかるということもあって、そういうときに寄附採納をお願いできないのかとかそういうのを関係地区ごとに説明会をさせていただくとか、やっぱり問題点を先送りしない。かつての問題で今の方に責任はないのかもしれませんが、そういうような対策を立てるべきだと思うんですが、町長どうでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

議員おっしゃられる所有権の移転というものに関しましては、相続等、売買等に置きかえましても宅地取引主任者、宅建業者さんが入っておられますのでその部分で告知義務がございますので、そういった条件を承知の上で売買等がされておりますので、昭和60年3月に道路認定をしておるわけなんです、それは限度幅で認定しておりますのでその現況に伴ってその底地の部分に対する問題については当然宅建業者さんとの間でその部分の御承知の上での売買等がされるものと認識しております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

宅建業者がしっかり説明すべきだということですが、それならもともとその私有地、町道になっているんですが、その私有地としての土地の権利、固定資産税は払わなくていいということですが、結局そこは自由に使えないわけですね、その方たちにとっては。最初つくったときに合意を得ているといっても契約を結んでいるわけでもないし、そこから辺やっぱ法的な問題が起こることはないんでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

想定の部分も入っておるんですが、今現在そういった御相談というのは具体的にお受けしておりませんので、そういったことでお答えはしかねます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

聞いていないんじゃないかと調べていないんじゃないんですか。1件僕は聞いていると言っているんです。暫時休憩なりをとって調べてもらえばいいんですが、そこもやらないわけですから、調べられていないということだと思います。そこら辺をきちっと調べていただいて、顧問弁護士さんみえるんで法的なことも調べていただいて、これからの対策、これはきちっと考えていただきたいと。やはり問題を先送りしていくわけにいかないと思うんで、当時はよかったかもしれないけれど、それは未来永劫いいわけじゃないので、そこら辺は考えていただきたいと思います。

5番目でもう1点、自由に通行できない。車どめがしてあるようなところもあるんですが、そこら辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

道路法上の道路というのが一般交通の用に供する道、国道なり県道なり市町村道となっておりますので、車どめがあると今議員がおっしゃられたんですが、一般交通の用に供するものであれば問題ないかなと考えております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、車どめをしてもいいということなんですね。そういう車どめをしてもいいと。だったら例えば、その中に私有地があります。町道の中に。じゃあ「ここどめます」で私有地で自分の権利だといってとめちゃってもいいということなんですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

議員おっしゃっている場所がどこかということが特定されませんが、私ども1件把握しておるところはもともと行きどまり道路があって、その奥に開発の部分ができ上がったと。開発の部分ができ上がった部分に開発時点で住民の方の理解がなかなか得られなかったというところで、開発区域内の中に車どめはできていると。ただし、自転車・歩行者は通行できるというところは把握しております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

それいろいろ経緯があるにしても車どめをしていいということになっちゃうと、これはほかのところでも「じゃあ車どめをします」ということになりかねないのでそこら辺はきちっと考えていただきたいと思います。

では、1番目から質問をさせていただきます。1点目、町長は接種券をもらってからということですが、町内のクリニックの中ではやっぱり早く打ったほうがいいと。接種券来る前でも6カ月たっていればいいと、そういうクリニックさんもあります。それはお医者さんの考えでやっぱり一刻も早く打ったほうがいいという考えで。やっぱり早く接種券を送ればそういうこと自体がなかったと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

そんな事例があるんですか。我々は接種券を配付しますから早くするように準備しますから、それで対応してくださいということはこの場でも申し上げたはずですよ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

私は聞きましたが、クリニックさんが町民の方の関係でやられることで……

〔「そんなことやっておるのね」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

把握していないんですか、町長。町長、把握していないんですか。

〔「やらせとるの、そんなことを」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

それはクリニックさんが独自でやられることで、私が議員としてはやらせていませんし、私も接種券もらってから打つ予定でございました。私事ですが私は2月22日火曜日着きまして、すぐ集団接種をお願いしたらやっぱり3月末まで埋まっていたと。結局、集団接種早めにやればモデルナをどんどん使われてのことだと思えるんですよ。ですから、3月初めに集団接種を始めるというのは遅かったんじゃないか。クリニックさんが頑張っていただけはあるんだけど、モデルナの集団接種はもっと早めるべきじゃなかったかと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今回の3回目のワクチン接種につきましては、当初国の方では2回目接種後8カ月経過した方に対して接種するというので昨年からずっと進めてまいりました。その上で国と県が8カ月の期間を7カ月、それから6カ月という形で前倒しをして実施してまいりました。本町においてもそちらの考えに従って、方針に従って6カ月経過する方について順次発送をしておるところです。これにつきましては、当然国からワクチンの配分量が決まっていますが、あらかじめ決まっておったわけではなく、届く分に対して接種を進めていくという方向性で進められておりますので適切に行っておるといったものでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

接種券については、8・7・6ということで大変だけれど対応されたということですが、集団接種についても大抵今の話ですと最初国が8カ月ということで8カ月後ぐらいに計画していたら国がどんどん早めていって6カ月という中で、結果的にちょっと何カ月は別として集団接種がおくれたのかというふうに今の部長のお話を聞いて考えるわけですが、もともとは8カ月ということで間に合うようにすぐ始められるように集団接種を考えていたけれど、国の方針で前倒しされて、それに集団接種の予定がついていけなかったということなのかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

3回目の接種については、もう皆さんにも説明をしたとおりでありまして、当初は1回目・2回目ファイザーの接種を受けた方は3回目もファイザーを打たないといけないだろうと。1回目にモデルナを打った人はモデルナを3回目も打たないといけないだろうとそういう通達が来ておりました。ですから、1回目・2回目ファイザー社製を打った人がモデルナを3回目打つということはだめでした、最初の通達。そのお話をさせていただいております。ところが大治町内見渡してみますと約3,000人ぐらいの方が職域接種ですとかいろんな形でモデルナを打っておる人がみえるんです、1回目です。ですから、そういう方が町外に出ていってモデルナ社製の接種を受けなくなるといけないという事態を想定して集団だけはモデルナ社製をやってあげようということでモデルナ社製という説明がしてあるはずです。そういうことで町民福祉のためにモデルナを集団接種でやりましょうという準備を整えてきたところ、国からの通達で別にモデルナ社製をファイザー・ファイザー打った人がモデルナ社製を打ってもいいという話が来ましたのでその状況が変わってきたというだけでありまして、集団接種はもともとモデルナ社製でやっという準備を進めておりましたし、個別接種は医者の方先生方が協力をしてやっていただけるということですから先行して進めた。そこへモデルナ社製を打ってもいいという通達が来たので、今は先生方にもお願いをしてモデルナ社製を打っていただいておりますというだけの話ですから、特におくれというものを感じておりませんし、8カ月たったところで接種券を配付する予定が前倒し前倒しできましたけれども、なかなかすぐには対応できませんでしたが、早く対応するよというということで対応して6カ月たったところが今順次順次接種券を配付しておるという、こういう状況でありますので、これ

は議会の皆さんにも説明をしてあるとおりであります。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

集団接種のお話がありました。当初8カ月の接種期間を設けるとときには4月スタートで考えておりましたが、ひと月前倒ししまして3月から実施しております。このワクチン接種については日々国の制度設計が変わってまいりますので、本町としてもできるだけ速やかに対応して進めていくべき事業であるというふうには思っておりますのでその辺は御理解いただきたいと思えます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町長の答弁は私の質問に全然答えていなくて、福祉部長は的確に答えていただきましてありがとうございます。8カ月の予定が国の方針が早まったために7カ月まで、1カ月とにかく前倒しは頑張ってもらった。できればもう1カ月で6カ月後に間に合えばよかったんですが、そこまではできなかったというような事情だと思いますのでそれは理解をさせていただきました。

2番目でございます。町としてやむを得ない場合、買い物支援などを行ったとありますが、具体的に何件ぐらいそういうようなのを行ったのでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

1件ありました。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

相談は大体何件ぐらいあって1件の対応になったのでしょうか。大体でいいですが。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

相談件数までは具体的な件数は把握しておりませんが、患者数が多くて保健所の方が逼迫しているような状況のときには1日に10件以上はかかってきていたと思います。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

だから、町民の方からそういう買い物支援などの相談があった場合、窓口は保健センターということでもいいんでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほど10件以上と申し上げたところですが、これは買い物に対する御相談というわけではなくて、保健所から連絡が来ないとかそういった関係の相談が多かったということです。買い物に関する御相談というのはこれまでに数件かなと思っております。情報提供としての対応である程度の方は対応できるというふうで、その方の状況によって保健センターで一旦受けさせていただいて、適宜対応できる課で対応しているという状況です。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

名古屋市はかかられた方でお一人住まいでどうしても一人で病院に、クリニックに行くことができない場合、タクシーを派遣したりとかそういうこともあるんですが、相談者の中で一人住まいでどこにもお医者さんに行けないというような相談はなかったんでしょうか。



○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

そういった御相談はありませんでした。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。買い物支援についてちょっと具体的にはどう、1件だけなんですけどどのような内容でなっているのでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

かなりちょっと複雑なケースですのでちょっと個人情報的にお答えすることができないです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。とにかく相談があって保健センターで対応していただいているということに理解できました。

3番目ですが、経済的な支援でございます。管轄がいろいろあって大変ですが、町に相談があった場合、そういう該当するところを紹介しているというお話ですが、町としての窓口はどこになるのでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

町で実施している支援策につきましても、それぞれの担当部署で実施しております。民生課につきましては、現在住民税が非課税の均等割の方。家計が急変して生活が苦しい方につきまして民生課の方で対応しております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

済みません。ちょっと質問の意図がわかりにくかったようですが、町の施策に関してはそれぞれ担当があります。町の施策ではなくて、国や県また社会福祉協議会などの施策に該当するような場合、それがいいんじゃないかというような場合です。トータルで相談に行くところですね。私は一番は経済的なことですから建設部産業環境課が一番になるのかと思うんですが、そこら辺そういう相談をする場合、町民の方はこの窓口で電話をかければいいのか。もしくは訪問すればいいのかということどこでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

先ほど初めに答弁させていただきました。必要となる支援につきましてはさまざまな制度があって、それぞれ担当する機関が違くと。民生課に来る相談のケースといたしましては、コロナの影響によって収入が減って生活が苦しくなって家賃も滞納しているとそういった相談内容がございます。こうしたケースでは社会福祉協議会による貸し付けの紹介や住居確保給付金など担当する海部福祉相談センターへ連絡するなど関係機関と連携をとりながら対応しているところでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから私が最初に質問した住民税非課税世帯等への臨時特例給付金、これは町です。これは町の家計急変世帯ですね。社会福祉協議会、これは民生課からの紹介ですね。海部福祉相談センター、これも民生課からの紹介。税金面などは民生課に行けば収納課とかそちらのほうに行くと思うんですが、最初に言った傷病手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金、労災保険とかこういうような関係は民生課へ行って、これ

が向いていますよ言えるんですか。私はこういう経済的なのはやっぱり産業環境課のほうが詳しいと思うんですが、そこら辺ワンストップでやってもらうのが一番いいんですが、やれないにしてもどこが一番詳しくて、町の部署の中で、どこへ行けば教えてもらえるのかということが大切だと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長。

○福祉部次長兼民生課長（加藤 謹君）

傷病手当につきましては庁内の保険医療課のほうで対応させていただいております。民生課に来ればすぐ隣の課で実施しておりますので横への連携を図りながら対応しているといったところでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

済みません、傷病手当はそちらで済みません。ちょっと産業環境課ではございません。休業支援金給付金などになると一番詳しいのは産業環境課だと思いますが、そこら辺民生課が窓口で全然構わないんですが、そこら辺もうちょっとウイングを広げていろいろ相談者の実情に応じて対応できるように考えていただきたいということで、ワンストップが一番いいんですがそこまでできなくても民生課に行けば何とかなるよということでお願いをしたいと思います。

4番目、砂子防災公園でございますが、今までに関しては逐一報告をいただいております。私が聞きたいのは将来、何年後までに完成させるのかということでございます。それに対する答弁がないんですね。それは終わったことは逐一報告いただいて、本当に町長、助かっているんですが、これからの方向性で何年後までにやっていくのかとかそこら辺の考えがあればお話してください。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

先ほども答弁させていただいたとおり、現在土地購入のほうを進めております。先ほどもありましたように整備を今後進めていく状況でございますけれども、何せ相手方も

ございますし、また財政状況もございますのでそういったところもしっかりと見ながら、いつというものはちょっと答弁できないですが、引き続き早期完成に向けて進めていきたいと思っておりますので御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

課長の方から本音で言っていただいてありがとうございます。本当に職員の方頑張っておられる。めどが立たないというのも理解できるところでございますので、それは引き続き頑張ってください。

これについてももう少しお聞きしたいんですが、土地の購入で不動産鑑定した上で今土地買収、買い取りをやっておるわけですが、相手先の意向で代替地、こういうような話も来年の予算などで聞いております。代替地、これいろいろなやり方があるんですが、三者契約とかあるんですが、町が紹介するのか、町がやっぱり代替地を買うのか。そこから辺どちらの方法をとられるのでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほど議員おっしゃられためどが立たないという言葉は不適切でございまして、私どもは鋭意努力をしております。その後、今の代替地については個別案件になりますので答弁は控えます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

なぜお聞きするかというと代替地、紹介でやる場合は問題が起きないんですが、町が買った場合、きちっと契約が成立すればいいんですが、大治町は過去の事例で1件代替地が残っちゃったと。今も毎年予算決算でその草刈りの費用を計上しているところがございます。こういうことにならないのかという心配がございまして。ですから、今のところどちらでやる予定なのかということをお聞きしているんですが、どうでしょう。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午前11時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

代替地につきましては、町が先行して購入するわけではございません。事業用地の方が希望される、もしくは町が探したところ、その土地に対して三者契約を結ぶものから御理解よろしくお願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

三者契約でしたら買収予定価格より低い土地、そこで差額を払っていくような形で等価交換。とにかく等価じゃないといけないのでそこら辺の保証が三者契約ができるので、そこだけが聞きたかったので三者契約だということ納得はできました。

あと、地権者の理解をいただいて頑張って、職員の方がやっていたというのですが、やはりこれは町の施策で本当に大きな多額なお金もかけている施策でございます。やはり一刻も早く地権者の方の御理解をいただくためにも、やはりここは町長とか副町長みずからお願いに行くというような考えはないのでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

現在、鋭意努力しておりますが、そういった事態に陥ったときにはそういった手段をとるかもしれませんが、今は誠心誠意地権者に対して御協力願うように努力いたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

とにかく部長、課長、頑張ってください、まだまだそれでも足りないときは町長、副町長方が出向いていただいて、とにかく一刻も早く地権者の御理解をいただいて完成させていただきたいと思います。

次に6番目でございます。所有者不明土地についてでございます。9筆あるということでそれぞれ状況あると思います。例えば亡くなられた方の債務が多くて相続人の方が相続放棄されている。相続放棄された場合、残っている方、相続放棄されていない方にやはり課税通知などを送るべきだと思うんですが、ことができると思うんですが、そこら辺相続放棄される。ただ、相続人はまだ残っている例ですね。9筆中に何筆あるんでしょうか。

議長、暫時休憩をお願いします。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今9筆まではお答えさせていただきましたが、その後の内訳的なものは本当に個別案件になってしまいますので答弁控えさせていただきますが、ケースとしては相続放棄も当然あります。それから登記がなされずに相続人が具体的に判明しない、追っていけないものがあります。あとは亡くなられたばかりで、今のところまだ相続が決まっていないうケースもあります。ということでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

相続放棄、全員が相続放棄すると追っていきません。追っていった結果、全員が相続放棄でわかっていたと思うんですが、戸籍は追っていけるもので戸籍なりは、そこら辺登記されていないなくても相続人がいれば追っていけるはずなんです。ちょっと時間がかかっても、それをきちっとやっているのかどうかはまず1点です。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

相続登記がなされていないケースでも相続人が何人かみえる相続人の中から代表者を選定していただいて、届け出を出していただいて、その方に納めていただくという手法はございますのでそういった方法でやっております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、このケースに関しては相続人代表ということで調べて調査した結果、課税通知書を送っているという判断でいいんですね。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

そのとおりでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

全員が相続放棄した場合、債権者の方がやはり競売かけるとか何とかして登記しない限り、今までの法律では固定資産税かけることができなかつたんですが、現在、法律改正によって使用者がいる場合、そこに住んでいるとか貸して借りにいる人と

かそういうような場合、使用者を所有者とみなして課税することができるんですよ。そこら辺は現場に行けばわかると思うんですが、そこら辺を今まではできなかったが、これからは令和2年度からはできるのでそこら辺どのような考えなのか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず相続放棄の手続につきましては、財産管理人等で家庭裁判所の方で手続を行われるというふうに示されております。そうした場合につきましては、その管財人宛てに納税通知書を送付することはできないというような国のガイドラインがございます。また、相続放棄でない場合の所有者が不明な土地で使用者がおった場合に課税ができるというお話だと思いますが、我々としてはそういう所有者不明土地が現状どうなっているかというところは現場確認しておりますので、当然今のところはそこを使用しているというそういう案件はないということでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、そこでアパートなりがあつて貸して住んでいる人がいてという案件はないということで、例えば田んぼだとして使っている、耕作していることはないということなんですね。全員が相続放棄してそこで住んでいる方がいるということは使用していると思うし、田んぼだって田畑が耕作されていたらそれは使用していると思うんですが、そういうのもないというふうに確認をされたということですね。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

使用している人に対して課税ができるというケースで「使用」というものの概念もこれも国のガイドラインがありますので、議員がおっしゃる使用というのがどういったケースかは私どもはちょっと想定しかねますが、我々が国から示されているケース、ガイドラインに当てはまるケースはないということです。

○9番（吉原経夫君）



議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

総務省のパンフレットによるといろんなケースがありまして、他にもここに明らかに書いてあるのが、登記が正常に記録されていない土地があると。昔ながらで登記がちょっと間違っていたとかいうケースなんです、それは私は大治町の場合考えにくいと思うんですが、また、他のケースとしては外国籍の所有者が死亡し、相続人が特定できない。外国籍の場合、日本国籍なら調べられますが、調べることができないんですが、こういうようなケースも大治町珍しいと思うんですが、このようなケースはあるんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

ございません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは相続放棄、全員が相続放棄して債権者がまだまだ登記していない、そういうケース。また、相続放棄なのかわかりませんが亡くなられてから登記がされていなくてまだまだ追えていないとか、相続人代表という方を見つけれられていない。その2つのケースということでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

我々が調査する中で相続人が枝分かれしていくわけですが、その中で行方不明とか登記簿上じゃなくて戸籍とか住民票はあるけれども居所不明とかそういったケースがございますので、そういった場合は課税ができないという形になります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは9筆あるものは、現状あるという答弁でしたが、今のところ難しい。まだ亡くなられてから短い場合、登記される可能性も確率も高いと思いますが、ちょっと一定期間たっているものに関しては全て9筆、どれぐらい該当するかわかりませんが、一定期間たっているものは少し難しいという行政側の判断なんではないでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

こういう案件がある以上は、我々としては粛々と手続を進めてまいりますので。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

戸籍とか住民票を追っていく作業、大変とは思いますが、それはしっかりやっていただく。また現況を確認しているということでございますが、そこら辺も新たな案件等々出てきた場合しっかりやっていただく。また、使用者を所有者とみなす規定ですね。今のところ該当がないというお話でございますが、そういうのもこれから出てくると思いますのでそういうことの対応もしっかり考えていただいて、少しでも徴税できるように努力をしていただきたいということを最後にお伝えして一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時09分 休憩

午後0時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので2問質問させていただきます。

初めに、児童室の利活用についてでございます。

八ツ屋防災コミュニティセンターは、平成6年に竣工されて地域の皆様の防災体制を確立するとともに、さまざまな活動に利用されております。

そこで児童室について伺います。現在はコロナ禍ということで利用できませんが、当初は遊具など設置してあり、私の子育て時代はよく利用させていただきました。現在は広いスペースだけで何もありません。さまざまな事情があり、このような形になったかと思われませんが利用されなければ児童室である意味がないと考えます。児童室を子育て世代の交流の場となるような、また子供たちが行きたいと思えるように整備する考えはないか伺います。コロナ収束後、有効な活用を促すための施策の考えはあるのか伺います。

2問目、中学校の部活動改革について。

令和2年9月、スポーツ庁より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」についてが通知されました。令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されております。その背景には教員の長時間労働の原因や指導経験がない教員の負担になっているとともに、生徒にとっては望ましい指導が受けられない場合が生じていることが上げられています。部活動改革の第一歩として、休日に職員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するため、指導員の確保が必要となります。本町の現状と今後の取り組みを伺います。以上、初めの質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

八ツ屋防災コミュニティセンターの児童室についての御質問をいただきました。

現在、児童室につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のために利用はちょ

っと中止させていただいておりますが、もともと子供たちに開放させていただいておりますので、たまたま今の時期は休止をしておるところということで御理解いただきたいと思います。また、今後このコロナウイルス感染症の減少傾向が続いてこの児童室の利用に問題がなくなった場合には、子供の居場所及び子育て世代の交流の場の確保のために簡易な遊具、玩具、机なども整備しながらより充実した環境を整えてまいりたいと思っております。

2つ目の質問については教育長より答弁いたします。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

中学校の部活動について、本町の現状と今後の取り組みについてという御質問でございますが、教育委員会といたしましては地域部活動への移行も視野に入れ、今どんな対応ができるのか検討しているところでございます。現状でも幾つかの部活動では学校の部活動としてではございませんが、地域の方が休日等に指導を行っていただいています。今後は部活動のあり方について、保護者・地域の方々の意見を取り入れ、中学生がスポーツ・文化に親しみ、体力・技能の向上だけではなくて集団活動を通じた人間形成の場となるよう指導者の確保を含め、課題を整理してまいりたいと考えています。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

では初めに児童室の、先ほど答弁いただきましたが児童室の利用目的を伺います。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

この児童室の利用目的につきましては、子供たちが自由に出入りできる居場所づくりとして提供しているものでございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

そうですね。今の答弁を受けて以下質問させていただきます。

先日、公明党で子育て世代のアンケートを行ったところ、大きな公園や児童施設が少ないとの意見がありました。また、その中で八ツ屋防災コミュニティセンターの児童室を知らない方がほとんどでした。なぜホームページとか八ツ屋防災コミュニティセンターの施設概要に掲載していないのか、伺います。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

今現在、児童室についてホームページに掲載していないのは把握してございます。経過としましては、議員がおっしゃられたいろいろな経過がございました中で掲載してきていないという状態になっておりますので、今後についてはPRを含めて掲載をしてみたいと考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。コロナ収束後、リフレッシュされたすばらしい掲載をしていただきたいなと思います。

続きまして、平成6年に開設してから28年間児童室のリフォームは何かされましたでしょうか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

リフォームについてでございますが、平成23年度にカーペットと壁紙のそちらの修繕のほうは、張りかえは実施しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

平成23年という11年ぐらい前ですね。また、もしこの張り紙が、壁紙もうちょっとあったかいイメージが私としてはいいかなと思うんですが、もしまたちょっとお考えがあるようでしたら少しあったかい壁紙、かわいい壁紙をぺたぺたと張ってもいいかなと思うんですが、またその辺検討をお願いいたします。

あともう1つ、図書室という張り紙があるんですが、図書室と呼べるほどの本はなくて、またとても古い本で子供たちが手にとって読みたいと思えるような本ではありませんでした。このことについてはどうお考えでしょうか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

この図書室の本、確かに今現在少し古くなったものが置いてある状態でございますので、また今図書室、公民館の図書室などで不用となったもの、そういったものを利活用しながら親しみがもてるような図書室というふうに努めてまいりたいと考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

児童センターの方だとしてもかわいい本がいっぱいあって、児童センターの方は毎年購入されるということも伺っておりますので、児童センターとの連携も行っていただきながらすばらしい図書を少しでも置いていただけるように努力のほうをお願いいたします。子育て世代、特に保育施設に入る前の幼児を育てている時期は、毎日家の中の狭い空間で2人だけの生活をしていると何かとストレスがかかります。親も子も子供も外に出かけ、伸び伸びと遊びたいものです。児童室は公園と違って、雨・風、寒い・暑い、関係なく遊ばせることができる子供や幼児期にとって欠かせない施設でございます。大治町は今のところ児童センターしかございません。春から着工される花常の子供施設もでございますが、八ツ屋の方には唯一ひとつあるこの児童施設を皆さんに喜んで使っていただきたいと思っておりますので、先ほど答弁いただきましたようにリフレッシュして生まれ変わっていただくことを期待して1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目、中学校の部活動改革についてでございますが、大治中学校での部活動の1週間のスケジュールを教えてくださいませんか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

部活動につきましても大分働き方改革もありまして縮小してまいっております。現在は基本的には平日の3日間と土日のどちらかの1日を活動日としているところであります。また練習時間につきましても、以前は日没までという状態でしたが現在は平日は夏場は大体1時間半程度、冬場はもともと30分程度行っている。また土日につきましても1日という練習時間ではなく3時間程度の活動をしているという現状でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

すごく本当に短縮されたということをつくづく感じます。本当に部活動改革が進んでいることに感謝申し上げます。以前は長くやればやるほどうまくなるっていう価値観から休みになれば1日練習が当たり前で子供たちも学習時間がとれないほど疲れ切っております。教師も同様、過労でいい教育ができないんじゃないということも疑問に思っていましたので、子供たちのもっとうまくなりたいとか強くなりたいたいといった声にエスカレートすることなく、決められた時間内で効率よく活動することができるようになって本当に私自身も安心しております。

では、現在既に地域の方に協力していただいているという先ほどの答弁がありました。が、どんな活動でしょうか。また具体的に活動内容を教えていただけますでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

現在、ソフトボール部、野球部、サッカー部、テニス部、剣道等でそれぞれ指導していただいているという現状がございます。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

結構しっかり運動系がされているなと思ったんですが、どういった方がされているのでしょうか。その指導員の方は。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

生徒の保護者であったり、あるいは卒業生の保護者、あるいはスポーツ少年団の指導者、クラブチームの方などが指導していただいております。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

では、このとき顧問の先生というのは参加されていますでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

基本的には顧問は参加しておりません。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。お話を伺って少しずつではありますが、部活動のあり方が変わってきていることがよくわかりました。

では、この先指導員確保のためにどのような政策を考えていますか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。



○教育長（平野香代子君）

指導者の確保は大きな課題の一つというふうに考えています。指導者が安心して中学生を指導できる体制づくりをすることが必要でありますので、これが地域でスポーツを振興していくということにもつながるのかなということを考えていて、部活動の顧問とそれから地域で活動する団体等とも連携して検討してまいりたいと考えています。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

そうですね、先ほど答弁いただいたように地域で指導員を探すというのはなかなかこれずっと多分しばらくは課題になっていくと思いますが、大変な労力だと思いますがどうかよろしく願いいたします。これまで大治中学校は先生方の献身的な勤務によって支えられて、数々の大会においてもよい成績を上げてこられました。私の子供たちも先生とともに部活動に明け暮れた思い出がたくさんあります。本当に感謝しております。しかし、学校の働き方改革の進展により、保護者や教員、生徒も当たり前であった光景を変えていかなければ改革は進みません。教員の中には部活動にやりがいを持たれ、長時間労働になっても生徒のために一生懸命であることが何が問題なのでしょうかと言われる方もみえると思います。それはそれですばらしいことだと思いますが、今までの「子供たちのためになるから」という教育効果を重視する文化では、自分はやりたくないと言出しづらい教員もいます。先ほど1週間のスケジュールを構築していただいたように、地域移行の方向性をはっきりすることは教員の負担軽減につながり、教員不足の解消にもなるかと思えます。地域移行は子供たちにとっても専門性の高い指導を受けられたり、さまざまな価値観を持つ人との交流をする中で成長できます。地域にとっても子供たちの成長に携われるというのは生きがいにもなり、地域と学校、生徒との結びつきが強くなることで防災や防犯、助け合える関係が広がります。指導員の確保にはさまざまな課題がありますが、皆さんの御理解の上、どこの自治体も一緒なので少しでも早めの声がけをして、よい人材の確保をしていただきたいと思います。子供たちの未来を見据えた今後の取り組みにさらなる検討をお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。



午後0時30分 散会